

## 「明治」と「昭和」の間

### 1、歴史上初めて民衆の力が内閣を倒した＝「大正政変」という幕開け

1901年（明治34）～1913年（大正2）の10年あまり、長州出身で陸軍大将でもあったタカ派の桂太郎と立憲政友会総裁でハト派の西園寺公望が交代で政権を担当した時代がある（桂－西園寺－桂－西園寺－桂）。この時期を桂園時代と言う。

第2次西園寺内閣の時、陸軍の「二個師団増設問題」で、西園寺・政友会と桂・軍部が対立、陸軍大臣が単独で天皇に辞表を出し（天皇に統帥権があり、軍は天皇直属）、陸軍は後任推薦を拒否したため、西園寺内閣は総辞職となった（1912年・大正元年12月21日）。その後第3次桂内閣が成立するが、国民の間で「閥族打破」「憲政擁護」をさけぶ「憲政擁護運動」が高揚、数万の群衆が議事堂を取り囲んで、桂内閣はわずか53日で総辞職に追い込まれた（1913・大正2年2月20日）。

こうして大正が始まるが、この時代を貫く流れの一つの特徴は、民衆の主張がはっきりとした運動となって、社会に影響を与えるようになったことである。

### 2、ドサクサまぎれの一等国

#### ○第一次世界大戦（欧州大戦）の勃発—1914・大正3年7月～1918・11

日本政府はこの戦争を「大正新時代の天佑（天の助け）」、つまり絶好のチャンスと受け止め、日英同盟に基づいて連合国側として参戦、ドイツに宣戦布告した。そしてドイツ艦隊の根拠地だった中華民国山東省の租借地、青島を攻略、また太平洋におけるドイツの植民地の島々（マリアナ諸島、カロリン諸島、マーシャル諸島、パラオ諸島）を占領した。さらに、日本艦隊を地中海に派遣することを条件にドイツの権益を日本が引き継ぐことを承認する秘密条約を英仏などと結んだ。

戦場から遠く離れ、国土が直接の戦火を免れた日本は、連合国から軍需品の注文を受けて空前の好景気となり、戦争成金が出現した。一方、急激にインフレが進み物価が高騰して庶民の生活は苦しくなり、貧富の差が広がった。

### 3、「対華二十一箇条要求」（1915.1）—中国への帝国主義的進出の始まり

青島攻略後の1915年1月、日本は同じ連合国である中華民国の袁世凱政権に21ヶ条の要求を提示した。山東省ドイツ権益の日本継承、南満州における日本の権益問題などで、世界の視線はヨーロッパの戦場に向いているすきをついての動きだった。抵抗する中華民国に対し、日本は最後通牒（受け入れなければ、交渉を打ち切り、軍事的行動に）を突き付けて大部分を受諾させた。

これに対して、欧米は不信感・警戒感を持ちはじめた。後の太平洋戦争の根っこはこの辺から始まっている。中国では受諾した5月9日を国恥記念日とした。

昨年「戦後70年」は、日本の中国大陸侵略100周年の年でもあった。

### 4、大戦後の世界＝民主主義（民族自決＝植民地解放）を求めて

○第一次大戦中に起きたロシア革命（1918）が各国の社会主義運動を高揚させた。

#### ①朝鮮の「三・一運動」（1919・3・1）

日本統治下の朝鮮で起こった独立運動。3月1日に京城（ソウル）で指導者らが独立宣言を読み上げ、朝鮮半島全体に運動が広がった。日本政府は警察や軍隊で徹底的に弾圧した。その後、日本側は強圧的な武断政治からややソフトな文化統治に

轉換したが、抑圧的な本質は変わらなかった。

## ②中国の「五・四運動」(1919・5・4)

第一次大戦後のパリ講和会議において、山東省の旧ドイツ権益の日本への譲渡反対が否決されると、北京の学生数千人が5月4日、天安門広場でデモ行進をした。各地の学生や労働者もこれに呼応し、全国的な反日・反帝国主義の運動に発展した。

## ③ドイツ国民議会、ワイマール共和国憲法採択(1919・7)

第一次大戦後、帝政が崩壊し共和国となったドイツの憲法で、生存権の規定が入るなど、当時、世界で最も民主的な憲法とされた。

○平和主義の高まり

### ※国際連盟創設(1920・1)

アメリカ大統領ウイルソンの提唱などからつくられた史上初の国際平和機構。一定の役割を果たしたが、アメリカをはじめ大国の不参加で限界があった。

### ※パリ不戦条約(1928)

国際紛争を解決する手段として、戦争を放棄し、平和的手段により解決することを規定した多国間条約。

## 5、「大正デモクラシー」の理論と運動

○民主主義「的」運動の理論的支柱

### ①吉野作造「民本主義」

主権は天皇にあるが、政治の目的は民衆の福利であり、民衆の意向に基づく政策決定を主張した。

### ②美濃部達吉「天皇機関説」

無制限の天皇主権を主張する天皇主権説に対して、統治権は法人である国家にあり、天皇はその最高機関として統治権を行使するという学説。

○「米騒動」の勃発(1918・7~9)

1918年の米価暴騰に対して、富山県魚津市の主婦が米の県外移出に抗議して海岸に結集、その後、全国に波及、42道府県、数百万人が参加する騒動となった。統一的な指導者は存在しない自然発生的なものであった。政府は米騒動に関する新聞報道を禁止し、軍隊まで出動させて鎮圧したが、寺内内閣は9月に総辞職し、かわって平民宰相と呼ばれた原敬の内閣が成立した。

○戦後恐慌の中で一労働争議、小作争議が頻発

※日本労働総同盟(1921) = 戦闘的労働組合全国組織

※日本農民組合(1922) = 各地の小作人組合を統一、小作争議を指導

※新婦人協会(1920) = 平塚らいてう、市川房枝ら。

治安警察法5条(女性の結社権、政治演説会への参加を禁止)撤廃の運動を指導。

その後、婦人参政権獲得を目指す運動を続けた。

※全国水平社(1922) = 富裕層などの力を借りて被差別部落の改善を目指す従来の融和主義を乗り越えて、被差別部落の自主的解放をめざした。

○普通選挙運動の発展

1920年、第42帝国議会に野党から普通選挙法案が提出されたが、政友会の原敬内閣は反対して衆議院を解散。院外では多くの普選団体、労働団体が集会やデモを行った。

## 6、社会運動に対する弾圧体制の強化

○「治安維持法」前史

※「過激社会運動取締法案」

1922年、高橋是清内閣が提出した法案。「朝憲を紊乱する事項」を宣伝したものを処罰するという曖昧な内容で、いかようにも拡大解釈できるものだったため、各界の反対が大きく、廃案になった。

※「治安維持令」(大正12年勅令第403号「治安維持ノ為ニスル罰則強化ニ関スル件」)

1923年9月の関東大震災後に出された緊急勅令(緊急勅令とは大日本帝国憲法第8条に基づき、緊急時に法律に代わるものとして天皇が発布する命令)

### 関東大震災(1923.9.1)後に起こったこと

混乱の中で、多数の朝鮮人(6000人くらい)を自警団などが虐殺し、さらに社会主義者や労働運動の活動家などを警察や憲兵隊が虐殺する事件(亀戸事件・甘粕事件)も起こった。

○「治安維持法」(1925)

「国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的ト」する活動を取り締まる法律。「国体」とは天皇を中心とする国家体制、「私有財産制度を否認スル」のは社会主義、共産主義ということで、条文上は取り締まる対象が明確に限定されているように思われたので、「過激社会運動取締法案」の時には反対した人たちも反対しきれず、治安維持法は成立した。

しかし、1928年には最高刑を死刑とする改正がされ、1941年には一層の重罰化、取締範囲の拡大、予防拘禁制度など、全面改正がされた。そして、自由主義も民主主義も社会主義の温床として全面的に弾圧されるようになる。

◎「治安維持法」が成立した1925年のほぼ同時期に「普通選挙法」が成立している。労農階級の勢力伸長を恐れての典型的な「アメとムチ」。